

無担保個人ローン

商品名	生活資金支援ローン
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○当金庫の会員の資格を有する方（詳しくは裏面のかわしんの営業地区をご覧ください） ※融資残高（貸越契約が有る場合は極度額を含みます）が700万円を超える場合は、当金庫に出資し会員となつていただきます。 ○お借入時の年齢が満20歳以上の方 ○安定継続した収入があり公的健康保険制度に加入されている方 (勤務先が休業中の場合、休業後の復職および安定継続した収入の見込みがあれば可能です) ○一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方 ○個人信用情報照会で事故のない方 ○反社会的勢力に該当しない方
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等でお客さまが必要とする生活資金 ※事業性資金、株式取得資金、投機的資金、税金支払資金、転貸資金にはご利用いただけません。
ご融資金額	○50万円以内（1万円単位）
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ○3カ月以上10年以内 ○最長1年間の据置可能です。
ご融資利率	○固定金利 年3.500%
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○元金均等・元利均等返済 ※ボーナス時の増額返済併用もできます。ただし、ボーナス増額分はご融資額の50%以内となります。
保証人・担保	○一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので必要ありません。
保証料 手数料 ※手数料は 消費税等込	<ul style="list-style-type: none"> ○保証料 金利に含まれています。 ○手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・新規実行手数料 無料 ・繰上返済手数料 5,500円 ・その他変更手数料 5,500円
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ご用意いただく書類 <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関発行の顔写真付き本人確認書類（運転免許証、パスポート等） ・健康保険証

☆当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

また、本ローンの詳細、現在の融資利率、ご返済額の試算につきましては窓口にお問い合わせください。

かわしんの営業地区

ローンをご利用いただける方は、会員の資格を有する方に限ります。
「会員の資格を有する方」とは次のいずれかの条件を満たす方をいいます。

- ①当金庫の営業地区内にお住まいの方
- ②当金庫の営業地区内に事業所を有する方
- ③当金庫の営業地区内の事業所にお勤め（会社役員も含みます）の方
- ④当金庫の営業地区内に転居することが確実と見込まれる方（信用金庫法施行規則で定める売買契約又は請負契約を締結した方に限ります）

※当金庫の営業地区は以下の範囲を指します。（2019年10月1日現在）

●神奈川県

川崎市、横浜市、藤沢市、鎌倉市、大和市、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市
横須賀市、逗子市、三浦郡葉山町

●東京都

大田区、世田谷区、品川区、目黒区、港区、千代田区、渋谷区、中央区、町田市、稻城市
狛江市、調布市、府中市、多摩市、八王子市

反社会的勢力への対応

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、住宅ローンにおいても反社会的勢力に対する資金提供は行わない方針としています。

★ 「反社会的勢力」とは次に該当するものをいいます。

1. 次の各事由に該当するもの（暴力団員等）
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (2) 暴力団準構成員
 - (3) 暴力団関係企業
 - (4) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (5) その他上記に準ずる者
 2. 次の各事由に該当するもの
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 3. 自らまたは第三者を利用して次の各事由に該当する行為を行うもの
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - (5) その他上記に準ずる行為
- ・ご契約時には、ご契約者に本人および保証人が反社会的勢力ではないことの表明・確約をしていただいております。（商品によっては契約書の条項に含まれています。）
- ・ご契約者または保証人が、上記1.および2.のいずれかに該当し、もしくは上記3.のいずれかに該当する行為をし、または、上記1.および2.でないことの表明・確約に虚偽の申告をしたことが判明した場合には、借入金の残額を直ちに一括返済して頂くことになります。
- ・その他、ご質問等がありましたら担当者までお問い合わせください。